

◇ 奈良県水泳連盟規約 ◇

[名 称]

第1条 この団体は、「奈良県水泳連盟」（以下、本連盟という）と称し、事務所を奈良県天理市内馬場町377番地山本良介方に置く。

[目的]

第2条 本連盟は、広く一般への啓蒙普及から専門競技力強化に至る事業により、水泳及び水泳競技の健全なる発展に資することを目的とする。

[加盟団体]

第3条 本連盟は、公益財団法人日本水泳連盟および公益財団法人奈良県体育協会に加盟する。

[組織構成]

第4条 本連盟は、各年度の登録団体及び本連盟に援助を与える個人又は団体を以て組織する。

[役員及び役員会]

第5条 本連盟に、以下の役員を置く。

- | | | | |
|------------|------------|------------|-----------|
| 1) 名誉会長 1名 | 2) 名誉顧問 1名 | 3) 会長 1名 | 4) 副会長 3名 |
| 5) 理事長 1名 | 6) 副理事長 4名 | 7) 常任理事 2名 | 8) 理事 若干名 |
| 9) 監事 2名 | 10) 顧問 若干名 | 11) 参与 若干名 | |

- 2、第1項に定める役員の任期は2年（改選は西暦偶数年）とし、再任ならびに兼任は妨げない。
- 3、役員会は、第1項第3号から第7号を以て常任理事会を、第1項第3号から第9号を以て理事会を構成する。
- 4、常任理事会は、必要に応じ第12条の特別委員会を招集する。
- 5、第3項の役員会は会長が招集し、副理事長が議長を務める。

[役員選出]

第6条 名誉会長ならびに名誉顧問は、常任理事会において選出する。

- 2、会長及び副会長は、常任理事会において選出する。
- 3、理事長及び副理事長ならびに常任理事は、理事会において選出する。
- 4、理事及び監事は、理事会において選出し、代議員会において承認を得、会長が委嘱する。
- 5、顧問及び参与は、理事会において選出し、代議員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 6、財団法人日本水泳連盟及び財団法人奈良県体育協会評議員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

[役員職務]

第7条 会長は、本連盟を代表し、本規約の定めるところに従い本連盟を統括する。

- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3、理事長は、本連盟の運営を指揮し、専門委員会を統括する。また、第5条第3項の常任理事会において議案を整理し、議長を務める。
- 4、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。また、第5条第3項の理事会において議案を整理し、議長を務める。
- 5、理事は、本連盟の運営に参画する。
- 6、監事は、会計を監査する。
- 7、名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与は、本連盟発展に不可欠な無形の援助と助言を与える。

[役員職務権限]

第8条 この連盟の事務は、役員の数数の過半数で決し、その議決権は各々平等とする。

[代議員及び代議員会]

第9条 代議員は、本連盟各登録団体の推薦する代表者1名とする。

2、代議員及び第5条に定める役員を以て代議員会を構成する。

1) 代議員会は、次号の事業を審議するため、毎年1回以上開催する。

2) 代議員会は、毎年度の事業計画及び予算並びに決算、その他一般重要事項について審議する。

3) 代議員会は、会長が招集し議長となる。

[事務局及び局員]

第10条 本連盟に、事務局を置き、事務局長及び事務局員を配置する。

2、事務局は、本連盟に係る各種団体及び関係者と本連盟役員会及び専門委員会との連携に必要と思料される全ての事項に対応するとともに、代議員会及び役員会並びに各専門委員会の円滑な運営推進をその職責とする。

3、事務局の設置場所は、理事長が選定し、理事会に諮って決定する。

4、事務局長及び事務局員は、理事長が人選し、理事会に諮って決定する。

[専門委員会]

第11条 本連盟に、以下の競技部、普及部、業務部の3部を構成し、それぞれに専門委員会を置く。各委員会の細則については、別に定める奈良県水泳連盟専門委員会細則による。

1) 競技部

I、競技委員会 II、競技力向上委員会 III、競技部総務委員会

2) 普及部

IV、指導者養成委員会 V、各種講習委員会 VI、生涯スポーツ委員会

3) 業務部

VII、総務委員会 VIII、情報システム委員会 IX、測量委員会 X、施設・用具委員会

[特別委員会]

第12条 本連盟に、以下の臨時招集特別委員会を置き、必要に応じて会長が委員を指名、招集する。各特別委員会の細則については、別に定める奈良県水泳連盟専門委員会細則による。

1) 選考委員会

2) 各種委員会 財務委員会、危機管理委員会、倫理委員会、競技者資格審査委員会ほか

[規約の変更]

第13条 本規約を変更しようとするときは、本連盟理事会において定数の過半数の承認を受けなければならない。

附則 1、この変更規約は2006年（平成18年）4月1日より施行する。

1、2010年（平成22年）5月2日より一部改定実施する。

1、2012年（平成24年）4月15日より一部改定実施する。

1、2014年（平成26年）4月20日より一部改定実施する。

1、2016年（平成28年）4月17日より一部改定実施する。

1、2018年（平成30年）4月22日より一部改定実施する。

◇ 奈良県水泳連盟専門委員会細則 ◇

- 1、この細則は、奈良県水泳連盟（以下、「本連盟」という）が所期の目的を達成するために設置する各部及び各専門委員会、各特別委員会について、その円滑な運営と効果的な業務推進に資することを目的とする。
- 2、本連盟に定める各部及び各委員会は、毎年度その事業計画及び予算計画を策定し、常任理事会の承認を得て業務を推進する。
- 3、本連盟に、役員会の承認を得て以下の各部及びそれぞれに専門委員会、委員長を置く。
 - 1) 競技部
 - I、競技委員会
 - ①競技委員会は、理事長が委嘱した競技委員長が指揮統括を行う。
 - ②競技委員会は、本連盟が主催及び主管する全ての競技会について、その要項の作成、並びに運営に関わる全ての事項について、業務を推進する。併せて、記録の公認、競技役員の資質向上に関する事項について責任と権限を持つ。
 - ③競技委員会に、次の担当者を置く。
競泳担当 / 飛込担当 / 水球担当 / OWS担当
 - II、競技力向上委員会
 - ①競技力向上委員会は、理事長が委嘱した競技力向上委員長が指揮統括を行う。
 - ②競技力向上委員会は、本連盟から登録している選手、団体について、競技力の向上を司る。強化合宿、遠征等の企画運営に関する全ての事項について責任と権限を持つ。
 - ③競技力向上委員会に、次の担当者を置く。
競泳担当 / 飛込担当 / 水球担当 / OWS担当 / シンクロ委員 / 医科学委員
 - III、競技部総務委員会
 - ①競技部総務委員会は、理事長が委嘱した競技部総務委員長が指揮統括を行う。
 - ②競技部総務委員会は、競技会、競技力向上事業等に関する一切の事項について責任と権限を持つ。
 - 2) 普及部
 - IV、指導者養成委員会
 - ①指導者養成委員会は、理事長が委嘱した総務委員長が指揮統括を行う。
 - ②指導者養成委員会は、日本水泳連盟公認の基礎水泳指導員、並びに体育協会公認の指導者・コーチ・教師の研修会、養成事業、更新手続き等に関する全ての事項についての事業を推進する。
 - V、各種講習委員会
 - ①各種講習委員会は、理事長が委嘱した各種講習委員長が指揮統括を行う。
 - ②各種講習会は、本連盟事業を推進する上で、必要と思われる各種講習会について、企画・運営の業務を推進する。
 - VI、生涯スポーツ委員会
 - ①生涯スポーツ委員会は、理事長が委嘱した生涯スポーツ委員長が指揮統括を行う。
 - ②生涯スポーツ委員会は、生涯スポーツ普及に関わる事項を司る。国民皆泳事業・泳力検定事業を中心に、市町村各団体と協力しつつ事業を推進する。
 - 3) 業務部
 - VII、総務委員会
 - ①総務委員会は、理事長が委嘱した総務委員長が指揮統括を行う。
 - ②総務委員会は、事業計画作成、寄付行為、及び諸規則の整備、予算作成・執行と長期財務対策、収益事業の統括、各種表彰事業、各種渉外事業、事務局管理等に関する全ての事項について責任と権限を持つ。
 - VIII、情報システム委員会
 - ①情報システム委員会は、理事長が委嘱した情報システム委員長が指揮統括を行う。
 - ②情報システム委員会は、競技会運営、加盟・登録、競技者エントリーに関する事業についての情報システムの管理、維持に関する全ての事項並びにホームページの管理、維持について責任と権限を持つ。
 - IX、測量委員会

- ①測量委員会は、理事長が委嘱した測量委員長が指揮統括を行う。
- ②測量委員会は、プール公認に関する一切の測量についてその責任と権限を持つ。

X、施設・用具委員会

- ①施設・用具委員会は、理事長が委嘱した施設・用具委員長が指揮統括を行う。
- ②施設・用具委員会は、本連盟が所有する施設・用具についての管理、運用に関する全ての事項についての責任と権限を持つ。

4、本連盟に、以下の特別委員会を置く。特別委員会は、必要に応じ会長が指名し招集する。

1) 選考委員会

- I、選考委員会は、理事、競技委員長、競技力向上委員長を以て構成する。
- II、選考委員会は、国民体育大会の選手・監督・コーチ・スタッフの選考に関する全ての事に責任と権限を有する。

2) 財務委員会

- I、財務委員会は、理事、監事を以て構成する。
- II、財務委員会は、特別な事由による一般会計からの支出が必要な場合、及び特別事業による特別会計を設ける場合、その是非を検討し、執行するための全ての事項に責任と権限を有する。

3) 危機管理委員会

- I、危機管理委員会は、理事、各委員長を以て構成する。
- II、危機管理委員会は、個人情報保護等のプライバシーや競技会・合宿に関わる生涯に関する危機管理、並びに競技会や合宿における保護・救急に関する危機管理システムについて責任と権限を持つ。また、各種競技会における撮影等に関する全ての事項についても責任と権限を持つ。

4) 倫理委員会

- I、倫理委員会は、理事、各委員長を以て構成する。
- II、倫理委員会は、本連盟主催事業における役員・指導者・選手の倫理に関する全ての事項について責任と権限を持つ。場合によって競技者資格委員会に委ねる。

5) 競技者資格審査委員会

- I、競技者資格審査委員会は、理事、競技委員会委員を以て構成する。
- II、競技者資格審査委員会は、本連盟登録団体を所属として日水連登録している競技者について、日本水泳連盟の規定する競技者資格規定に抵触している競技者があった場合、その審査及び日水連への通告を行う。

6) 医科学委員会

- I、医科学委員会は、理事会において選任し、会長がこれを委嘱する。
- II、医科学委員会は、本連盟の指定する競技会、強化事業ならびに選手の健康に関する事項についての責任を持つ。

7) 必要に応じ外部委嘱の委員を招聘する。なお、本連盟の指定する競技会、強化事業にかかる出張等の範囲・日当は、別に定める役員旅費・日当に関する規定に準じる。

5、本細則に追加・変更が必要な場合は、本連盟理事会において協議のうえ、決定する。

附則 1、この細則は、2006年（平成18年）4月1日より実施する。

1、2010年（平成22年）5月2日より一部改定実施する。

1、2014年（平成26年）4月20日より一部改定実施する。

1、2016年（平成28年）4月17日より一部改定実施する。